

## 町医療機関送迎バス、乗降場所変更のお知らせ（新道地区）

令和2年12月から、月・水・金・土曜日に運行している医療機関送迎バスの乗降場所のうち、「イエローグローブ前」を「有限会社マルサ木古内前」に変更します。

なお、時間の変更はありません。

■お問い合わせ 保健福祉課介護福祉グループ ☎01392-2-2122

## 季節労働者の皆様へ 資格取得支援事業のお知らせ

渡島西部通年雇用促進支援協議会では季節労働者を対象に、次の資格取得に伴う経費（受講料・テキスト代）の全額を助成します。

### ■講座

- ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・ショベルローダー等運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習

■募集人数 各講座4名

### ■助成対象となる方

- （1）次のいずれかの方で当協議会が受講を承認した方
  - ・雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方
  - ・離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方（ただし、平成31年4月1日以降に離職された方）

・離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方（ただし、前々職の離職が平成31年4月1日以降の方）

（2）松前町、福島町、知内町、木古内町のいずれかに住民登録している方

■募集期間 12月1日（火）～12月18日（金）

### ■お申し込みに必要なもの

- （1）身分証明書（運転免許証、健康保険証等）
- （2）印鑑
- （3）助成対象の季節労働者であることがわかる書類

### ■お申し込み方法

松前商工会内 渡島西部通年雇用促進支援協議会 ☎0139-42-2339まで電話でお申し込みください。

## 必ずチェック！ 北海道最低賃金

北海道内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金は次のとおりです。

**時間額 861円**

効力発生年月日 令和元年10月3日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は参入されません。

■お問い合わせ 函館労働基準監督署 ☎0138-87-7605